

岩倉市立岩倉中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

ーいじめ防止対策の3本柱ー

いじめの未然防止の取組

- 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長する学級づくりを進めます。
- 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、生徒がネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

いじめの早期発見の取組

- アンケートや定期相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- 定期的で開催する校内委員会において、生徒の変化を報告し合い、生徒理解に努めます。
- 心の相談員、スクールカウンセラーと常に連携し、早期発見に努めます。
- いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整えます。

いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、解決を図ります。
- スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関と連携のもとで取り組みます。
- いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。

〈いじめ不登校対策委員会の設置〉

- 校内いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応します
- 全教職員・心の相談員。スクールカウンセラーによって構成します。
- 原則として各学期に1回開催するとともに、問題発生時には必要に応じて招集します。

〈重大事態への対応〉

- 重大事態とは、いじめによって生徒が以下のような被害を被ったときをいいます。
 - ・いじめにより生徒の生命、心身また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、事案に応じて適切な専門家を加えるなど学校いじめ対策組織として対応し、結果を被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

〈学校の取組に対する検証・見直し〉

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。